

道指定初田牛鳥獣保護区  
特別保護地区  
指定計画書（道案）

令和 4 年（2022年） 7 月 8 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

初田牛鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

道指定初田牛鳥獣保護区のうち、根室森林計画区40林班3、20、152の各小班、75林班16小班及び前記各小班に接する別当賀川（河川敷地を含む。）の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和4年（2022年）10月1日から令和14年（2032年）9月30日まで（10年間）

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、JR北海道根室本線厚床駅の西約8km、別当賀川中流域西岸に広がる地域で、初田牛鳥獣保護区の西部に位置し、河岸は50mから100mにかけて湿地帯となっており、エゾヤマナギ・ヤチハンノキ等のほかハルニレ・ミズナラ・ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっており、シマフクロウをはじめオジロワシ、オオワシ、タンチョウなどの希少鳥獣の生息及び繁殖が確認されている。

また、当地区は、シマフクロウの保護繁殖のための給餌施設や巣箱の設置がなされ、積極的な保護繁殖事業が実施されている地域でもあることから、生息する希少鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 43ha

### 内訳

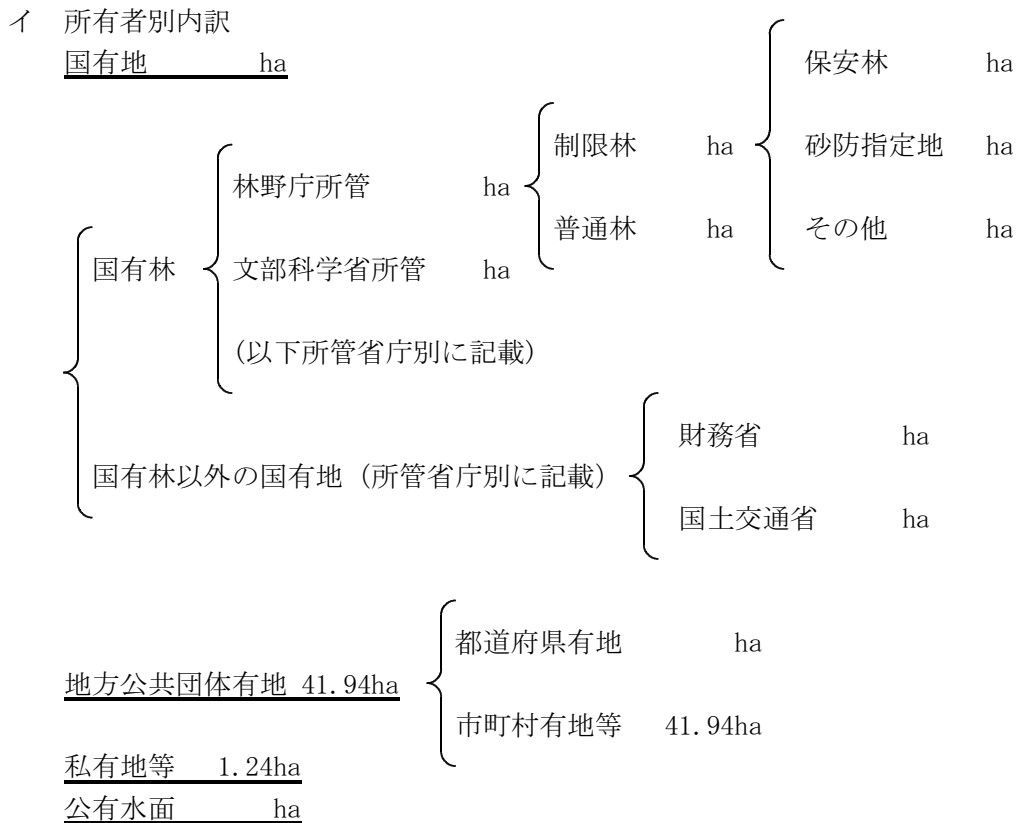
#### ア 形態別内訳

林 野 33.08ha

農耕地 ha

水 面 ha

その他 10.10ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

| 法（条例）の名称<br>(指定地域等の名称) | 面積<br>(ha) | 地種区分<br>(特別保護地区、特別地域等) | 面積<br>(ha) |
|------------------------|------------|------------------------|------------|
| 森林法                    | 31.42      | 魚つき保安林                 | 31.42      |

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

根室市に所在する当該地域は、JR北海道根室本線厚床駅の東約8km、別当賀川中流域左岸に広がる地域で初田牛鳥獣保護区の西部に位置する。

イ 地形、地質等

別当賀川河川は50mから100mにかけて湿地帯

ウ 植生の概要

エゾヤナギ・ヤチハンノキ等のほかハルニレ・ミズナラ・ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっており、初田牛鳥獣保護区の中でも森林の環境は良好で、特に野生鳥獣の生息環境に適した区域である。

エ 動物相の概要

良好な林相を反映し、シマフクロウを始め、オジロワシ、オオワシ、タンチョウなどの希少鳥獣の生息及び繁殖が確認され、森林性の鳥獣が多数生息する。

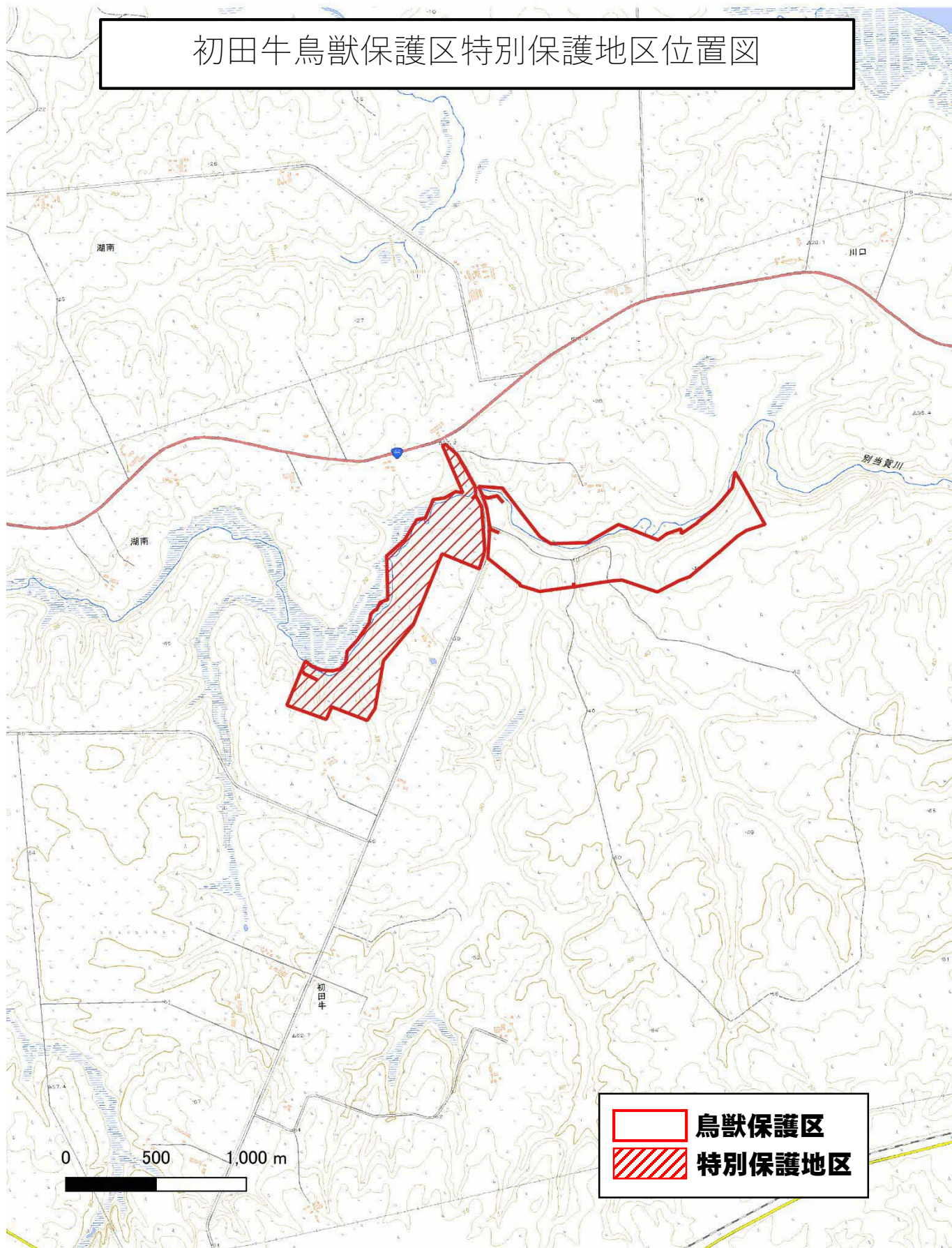
- (2) 生息する鳥獣類  
別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

| 鳥獣名  | 捕獲許可件数 |      |      | 被害農林水産物 |
|------|--------|------|------|---------|
|      | R1年度   | R2年度 | R3年度 |         |
| 該当なし |        |      |      |         |

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 特別保護地区用制札 10本
- (2) 案内板 1基（鳥獣保護区用と共用）
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙1）
- (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (5) 農業振興地域との調整調書（別紙4）

# 初田牛鳥獣保護区特別保護地区位置図



# 初田牛鳥獸保護区 (特別保護地区)

